

中小企業者・農業者・漁業者の皆様へ

# 新型コロナウイルス感染症対策 木古内町事業継続応援助成金

新型コロナウイルス感染症については、国や道、町の感染予防対策により感染者数が減少しているものの、いまだに終息が見えない状況となっております。町内事業者においては、これまで経験をしたことがない感染症にもかかわらず、地域経済を守るため事業を継続していただいております。町ではこのような頑張る事業者を応援し、引き続き事業を継続していただくため、町内で事業を行っている事業者を対象に木古内町事業継続応援助成金を支給いたします。

- (1) 対象 **本交付金以外の新型コロナウイルス感染症対策に係る町からの支援を受けていない以下のいずれかに該当する事業者**
- 令和2年4月17日現在で町内に住所を有し、一次産業を営むもの
  - 令和2年4月17日現在で町内に事業所を有する中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者
- (2) 支給金額 100,000 円
- (3) 受付期間 令和2年6月30日(火)17時まで ※必着
- (4) 支給日 申請書受付後、順次、指定口座へ振り込みいたします。
- (5) 申込先 木古内町役場 産業経済課 TEL 01392-2-3131

## <手続き手順>

- 別紙申請書に必要事項を記載のうえ、同封されている返信用封筒で上記の申込先へ郵送してください。
- 添付書類
  - 通帳の写し

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**原則郵送での提出**とさせていただきますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ 以下の方は対象外です。
- 中小企業法に定められた中小企業の基準を超える大企業
  - 北海道の緊急事態措置が発出された令和2年4月18日以降に事業を開始した事業者
  - 出張サービスを専門とする事業者等、事業を行う施設が特定できない場合は、原則支給対象外となります
  - 助成金の申請日に事業所が廃業・閉所・閉店等をしている事業者
- ◎ 注意事項
- 木古内町事業継続応援助成金は、令和2年分確定申告において申告が必要となります。

【お問合せ】  
木古内町役場 産業経済課 TEL 01392-2-3131  
【受付時間】  
9時00分～17時00分(土日・祝日を除く。)